令和元年度

嘉麻市水防計画

嘉麻市防災会議

目 次

第	1	-	章	総具	[[] •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
第	2	2	章	水區	方組織	織・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
第	3	3	章	洪刀	k予:	報•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		ç
第	4		章	水區	方警	報•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	Ć
第	5	,	章	氾涠	監危	険オ	〈位	至	達	情	報	の	通	知	及	び	周	知	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
第	6	;	章	水位	立状	况等	₽O.)公	表	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	Ç
第	7	,	章	重星	更水	坊筐	訶	ŕ•	•	•				•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	2	(
	穿	§ 1	節	知事	事管:	理区	引之	∄ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	C
	第	§ 2	節	国二	上交	通力	目	管	理	区	間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
第	8	}	章	気象	泉・	雨量	<u>.</u>	水	位	•	風	倒	木	に	関	す	る	連	絡	及	び	報	告	•	•	•	3	2
	芽	§ 1	節	気象	泉連;	絡•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
	第	§ 2	節	雨量	 是及	びオ	〈位	<u>(</u> 0)	通	報	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	4
	第	3	節	風角	削木	に関	すす	つる	速	報	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	5
第	9		章		方機								•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	6
			節																									
	第	§ 2	節	水區	方管:	理団	日体	SO)	水	防	資	器	材	0	基	準												
第	1	0	章	輸設	送路。	の確	雀保	₹•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	7
第	1	1	章	巡礼	見及	び警	幹刑	रें •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	8
第	1	2	章	水區	方作	業•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	Ć
第	1	3	章	水區	方信·	号•			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	4	4

第	1	4	章	水防管理団体相互の援助・・・・・・・・・45
第	1	5	章	自衛隊及び警察官の出動要請・・・・・・・・46
第	1	6	章	水防報告と記録・・・・・・・・・・・・ 4 7
	身	等 1	節	水防記録
	身	等2	節	水防報告
第	1	7	章	その他・・・・・・・・・・・・53
	舅	等 1	節	避難及び立退
	角	等2	節	水防功労者の表彰
	角	等3	節	水防訓練
	角	等4	節	水防工法一覧表
	身	第 5	節	水防啓発

第1章 総則

1. この計画は、水防法(昭和24年法律第193号、以下「法」という。)第33 条第1項の規定に基づき、嘉麻市内における水防事務の調整及びその円滑な実施の ために必要な事項を規定し、洪水、内水(法第2条第1項に定める雨水出水のこ と。)に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安 全を保持することを目的とする。

2. 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若 しくは水害予防組合をいう(法第2条第2項)。

(2) 指定水防管理団体(嘉麻市)

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをい う(法第4条)。

(3) 水防管理者(市長)

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害 予防組合の管理者をいう(法第2条第3項)。

(4)消防機関

消防組織法(昭和22 年法律第226 号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう(法第2条第4項)。

(5)消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては、消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう(法第2条第5項)。

(6) 水防団(消防団)

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう(法第2条第6項、法第10条第3項)。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない(法第12条)。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項

その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずる ものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう(法第36条第1 項)。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸(水防警報河川等)について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(法第2条第8項、法第16条)。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う(法第13条)。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた避難判断水位(特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位(警戒水位)、氾濫危険水位(危険水位)への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位(通報水位)

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が 水防体制に入る水位(法第12条第1項に規定される通報水位)をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の 示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者 に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位(警戒水位)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位(法第12条第2項に規定される警戒

水位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

市長の避難準備・高齢者等避難開始発表の目安となる水位であり、河川の氾濫に 関する居住者等への注意喚起となる水位。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法13条1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 洪水特別警戒水位

法13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。 氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または、都道府県知事は、指定した水位周 知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならな い。

(18) 重要水防筒所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等 に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(19) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅連な避難を確保 し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得 る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に、浸水が想定され る区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう(法第14条)。 ただし、現況の浸水想定区域を想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が指

3. 水防の責任

市は、法第3条に定めるところに従い、水防管理団体として、その区域内における 水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。具体的には、主に次のような 事務を行う。

- ①水防団の設置(法第5条)
- ②水防団員等の公務災害補償(法第6条の2)

定されるまでの間、新たな洪水浸水想定区域とみなす。

- ③平常時における河川等の巡視(法第9条)
- ④水位の通報(法第12条第1項)
- ⑤浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 (法第15条)

- ⑥避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない要配慮者利用施設等の所有者 又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(法第15条の2)
- ⑦水防団及び消防機関の出動準備又は出動(法第17条)
- ⑧警察官の援助の要求(法第22条)
- ⑨他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請(法第23条)
- ⑩堤防決壊等の通報、決壊後の措置(法第25条、法第26条)
- ①公用負担(法第28条)
- 迎避難のための立退きの指示(法第29条)
- ③水防訓練の実施(法第32条の2)
- ④ (指定水防管理団体)水防計画の策定及び要旨の公表(法第33条第1項及び第3項)
- ⑤ (指定水防管理団体) 水防協議会の設置(法第34条)
- ⑯水防協力団体の指定・公示(法第36条)
- ⑩水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)
- ⑱水防従事者に対する災害補償(法第45条)
- ⑩消防事務との調整(法第50条)

4. 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、防災会議(法第33条第2項)に諮るとともに、福岡県知事に届け出るものとする。 また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

5. 安全配慮

洪水において、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。 避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ① 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ② 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ③ 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ④ 水防活動は複数人で行なう(水門等操作含む)。

第2章 水防組織

福岡管区気象台等からの気象情報及び国土交通省九州地方整備局並びに県知事からの水防警報の通知を受け、必要と認めたときは、市は市役所に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部の指揮下に入るものとする。

配備基準

配備	配備基準	活動内容	配備要員
注意配備	○市域に、大雨、洪水、暴風等の警報が発表された場合○その他防災対策課長が必要と認めるとき	気象情報等の収集、 警戒	• 防災対策課
警戒配備 (警戒本部)	○市域に、大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、被害の発生が予想される場合 ○その他副市長が必要と認めるとき	・気象情報等の収 集、伝達、警戒 ・連絡調整 ・河川はん濫注意 水位の対応	・警戒本部員全員 ・防災対策課 ※防災対策課長 は必要に応じ 他課配備担当 職員を招集 ・消防団
第1配備 (災害対策本部)	○市域に、大雨、洪水泉風等の警報 水、暴風等れ、機器を表している。 発生のでは、大雨、発生のでは、大雨、神経のでは、 高るのでは、被合いに被合いでは、 生は風のでは、といるといるといるがで、といるがで、といるがで、といるがで、といるがで、といるといる。	・気象情報等の収 集、伝達、警戒 ・連絡調整 ・市内巡回 ・被害調査 ・局部的な応急対 策活動 ・河川避難判断水 位の対応	・本部会議全員・全課長※各課長は必要に応じ配備担当職員を招集・消防団

	○その他本部長が		
	必要と認めると		
	き		
	○市内の数箇所で		・本部会議全員
	被害が発生する		• 全課長
	恐れがある場合、		• 防災対策課
第2配備	あるいは発生し	L 5. 1.164 Y I	※各課長は必要
(災害対策本部)	た場合	・応急対策活動	に応じ配備担
	○その他本部長が		当職員を招集
	必要と認めると		・消防団
	き		
	○市内の全域に被		
	害が発生する恐		
	れがある場合、あ		
	るいは発生した		
hote o TT 144	場合		774 D A D
第3配備	○市域に、特別警報	・応急対策活動	・職員全員
(災害対策本部)	が発表された場		・消防団
	合		
	○その他本部長が		
	必要と認めると		
	き		

- ※各配備の要員は、必要に応じ増員又は減員する。
- ※市職員は、報道機関、防災メール・まもるくん(福岡県)から警報情報等を得、可能な限り自宅待機する。
- ※配備担当職員は、各課等で予め決めておく。

嘉麻市災害対策本部組織図 嘉麻市防災会議

	1					
	本部長	市長				
	副本部長	副市長				
	本部長付	教育長				
		消防団長				
	本部員	総合調整監				
		防災対策課長				
		総務課長				
本		人事秘書課長				
部会		議会事務局長				
云議		福祉事務所長				
		環境課長				
		土木課長				
		水道局長				
		学校教育課長				
		各総合窓口課長				
	本部連絡員	本部長が定める者				

対策部 (部長)	班 (班長)	平常時課名	所在地
総務対策部	総務班	総務課	碓井
部 長 総務課長	班 長 管財課長	人事秘書課	碓井
副部長 人事秘書課長	副班長 男女共同参画推 進課長	防災対策課	碓井
	12 01124	企画財政課(財政係除く)	碓井
			山田
		男女共同参画推進課	
		管財課	碓井
		地域活性推進課	碓井
		議会事務局	碓井
		監査委員事務局	碓井
		選挙管理委員会事務局	碓井
	AND WITH WAR	公平委員会事務局	碓井
	経理班 班 長 企画財政課長	企画財政課 (財政係)	碓井
	副班長 会計課長	会計課	碓井
保健福祉対策部 票 福祉事務所長	厚生班 班 長 社会福祉課長	健康課	山田
	副班長 こども育成課長	子育て支援課	山田
長		高齢者介護課	山田
		社会福祉課	山田
		こども育成課	山田
		保護課	山田
市民環境対策部	市民環境班	税務課	碓井
部 長 環境課長 副部長 市民課長	班 長 税務課長 副班長 人権・同和対策	市民課	碓井
mi hex in zunkx	課長	碓井総合窓口課	碓井
		環境課	碓井
		人権・同和対策課	碓井
産業建設対策部	産業班	農林振興課	嘉穂
部 長 土木課長	班 長 産業振興課長 副班長 農業委員会事務	産業振興課	嘉穂
面印区 展界版兴峰区	局長補佐	農業委員会事務局	嘉穂
	建設班	住宅課	稲築
	班 長 住宅課長 副班長 土木課長補佐	土木課	稲築
水道対策部 部 長 水道局長	水道班 長 水道局長補佐	水道局	稲築
教育対策部	文教班	学校教育課	嘉穂
	班 長 スポーツ推進課 長	学校施設課	嘉穂
副部長 生涯学習課長	副班長 学校教育課参事	生涯学習課	嘉穂
		スポーツ推進課	嘉穂
支所対策部	支所対策班	山田総合窓口課	山田
部 長 各総合窓口課		福築総合窓口課	稲築
長	補佐 副班長 各総務係長	嘉穂総合窓口課	嘉穂
		NH KRADA TI YOY CH NAZ	79H PEN
消防対策部 部 長 消防団長	消防班 班 長 消防副団長	消防団各分団	各管轄区域
1			<u> </u>

災害時配備体制における配備要	員			_		
配備要員	注意配備	災害警戒 本部体制				
		警戒配備	第1配備	第2配備	第3配備	
本部会議				•		
全課長				•	•	
防災対策課	坐 総務班	•		•	•	
総務課		0			•	
人事秘書課			0	•	•	
男女共同参画推進課			0	•	•	
企画財政課(財政係除く)			0	•	•	
管財課			0			
地域活性推進課			0	•		
議会事務局			0	•	•	
監査委員事務局			0	•	•	
選挙管理委員会事務局		0				
公平委員会事務局		Ö		•	•	
企画財政課(財政係)	経理班		0	0	0	
会計課			0	0	0	
健康課	厚生班			•		
子育て支援課						
高齢者介護課					•	全
社会福祉課						. 王 職
こども育成課				0		員
保護課				0		
市民課	* 日 傳 控 ボ			0		
税務課	市民環境班			0		
				+	0	
環境課				0	0	
人権・同和対策課				0	0	
農林振興課	産業班		•		•	
産業振興課				0	•	
農業委員会事務局			_	0	0	
土木課	建設班			•	•	
住宅課			•	•	•	
水道局	水道班		0	•	•	1
学校教育課	文教班		Ö	•	•	1
学校施設課	7 1 7 7 7		0	•	•	1
生涯学習課			Ö	•	•	1
スポーツ推進課			Ö	•	•	1
消防団本部	消防班		ě			
消防団各分団	114174-2				ě	

備考

- 1 各配備の要員は、必要に応じて増員又は減員する。2 表中「○」表示については、必要に応じて要員を配備するものとする。3 総合支所総合窓口課については、必要に応じて要員を配備するものとする。

第3章 洪水予報

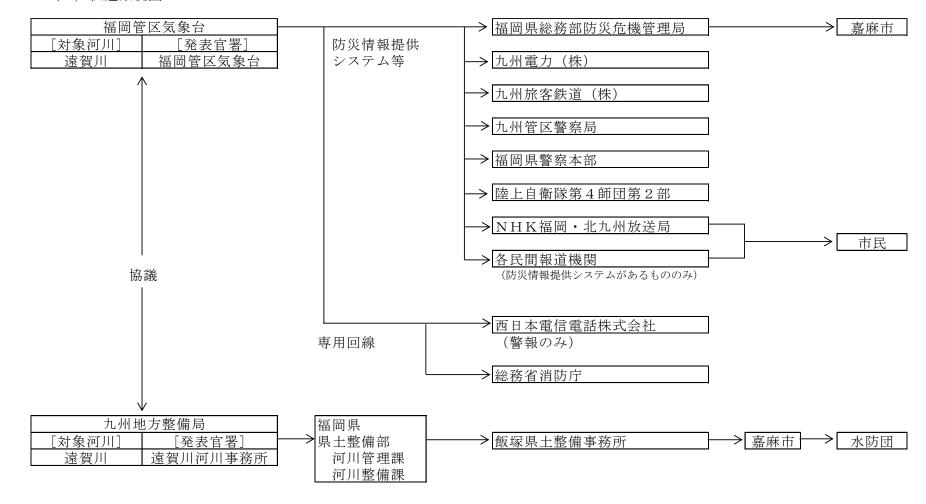
1. 国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報と伝達系統 水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定による洪水予報 及び警報は、県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一

(1) 洪水予報指定河川

般に周知させなければならない。

水系名	予報区域名	実施区間	基準地点
遠賀川	遠賀川 上流部	(遠賀川) 福岡県嘉麻市中益字火渡田705番地地先から 飯塚市口原字池向786番地4まで	川島

(2) 伝達系統図



10

2. 洪水予報の種類及び内容

種類	情報名	内容
	「氾濫発生情報」	・氾濫が発生したとき・氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が 継続しているとき
「洪水警報」	「氾濫警戒情報」	・氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く) ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき (水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)
「洪水注意報(発表)」 又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く)・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなった

		とき(氾濫危険水位に達した
		場合を除く)
		・氾濫危険情報、氾濫警戒情報
	 「氾濫注意情報解	又は氾濫注意情報を発表中
「洪水注意報解除」		に、氾濫注意水位を下回り、
	除」 	氾濫のおそれがなくなったと
		き

注:堤防等の損傷により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらず洪水予報を発表することができる。

第4章 水防警報

1. 県知事が発する水防警報

- (1) 県知事が発する水防警報
 - ① 水防警報の通知を受けた水防管理者は、関係住民に連絡するとともに、水 防団、消防機関を待機させ又は必要に応じて出動その他の処置をとらせるも のとする。
 - ② 水防法第16条第1項の規定により知事が行う水防警報は、次のとおりとする。

(洪水時)

第1段階 待機

氾濫注意水位に達すると思われるとき。

第2段階 準 備

氾濫注意水位を突破すると思われるとき。

第3段階 出動・警戒

氾濫注意水位に達し、なお上昇の見込のあるとき。

第4段階 解 除

氾濫注意水位以下に下って再び増水のおそれがないと思われるとき。

③ 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生する恐れがあるとき、水防を行う 必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、 従事する者の安全確保が図られるように配慮されたものでなければなら ない。

(2) 県知事が水防警報を行なう河川

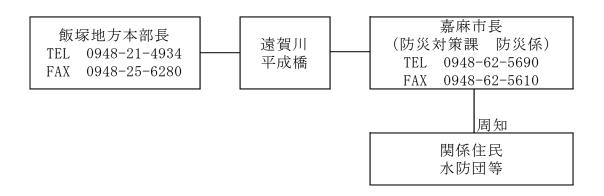
県土整備 事務所名	河川名	区間	観測所	水防団待機水位 氾濫注意水位 氾濫危険水位	関係水防 管理団体
飯塚	遠賀川	県管理区間	平成橋	1. 10	嘉麻市
		全区間		2. 40	
				3. 32	

(3) 水防警報の種類、内容及び発表基準

(河川)

種 類	内 容	発表基準
	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合	気象予報·警報等及
	に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できる	び河川状況等によ
第一段階	ように待機する必要がある旨を警告し、または、	り、必要と認めると
待 機	水防機関の出動期間が長引くような場合に、出	き。
	動人員を減らしても差支えないが、水防活動を	
	やめることはできない旨を警告するもの。	
	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水	雨量、水位、流量、
第二段階	門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努め	その他の河川状況
準 備	るとともに、水防機関に出動の準備をさせる必	により必要と認め
	要がある旨を警告するもの。	るとき。
	水防機関が出動する必要がある旨を警告するも	洪水注意報等によ
	の。	り、または、水位、
第三段階		流量、その他の河川
出動		状況により、氾濫注
山		意水位を越え、なお
		上昇の見込みがあ
		るとき。
	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要	氾濫警戒情報等に
第三段階	ある旨を警告するとともに、水防活動上必要な	より、または、既に
第一校府 警 戒	越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しそ	氾濫注意水位を越
一 八	の対応策を指示するもの。	え、災害のおこるお
		それがあるとき。
	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及	氾濫注意水位以下
	び該当基準水位観測所名による一連の水防警報	に下降したとき、ま
第四段階	を解除する旨を通告するもの。	たは水防作業を必
解 除		要とする河川状況
		が解消したと認め
		るとき。

(4) 知事が発する水防警報の連絡系統図



2. 国土交通大臣が発する水防警報の通報

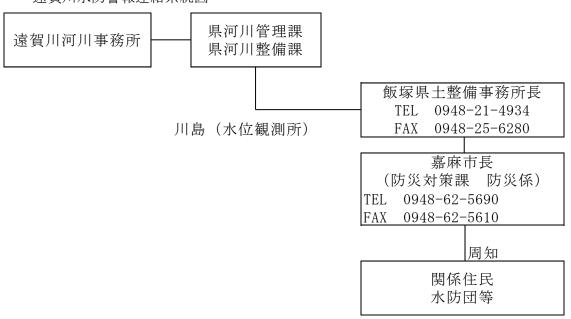
- (1) 国土交通大臣が発する水防警報
 - ① 飯塚県土整備事務所長を通じて、水防警報の通報を受けた水防管理者は、関係住民に連絡するとともに水防団、消防機関を待機させ、又は必要に応じて出動、その他の処置をとらせるものとする。
- (2) 国土交通大臣が水防警報を行う河川 (遠賀川河川事務所)
 - ① 河川及び区域

河川名	区 域
遠賀川 幹 川	左岸 福岡県嘉麻市中益字火渡 大渡橋から海まで 右岸 "字川原

(3) 水防警報対象量水標及び条件

河川名	対 象	対 象 第一段階 第二段階 第三段階 # 第三段階 # 第二段階 # 第二段間 # 第二程間 # 第		第四段階	摘要		
	量水標	待 機	準備	出動	解除		
		水防団待機水	水防団待機水	氾濫注意水位	氾濫注意水位		
		位 (2.30m) に	位 (2.30m) を	(3.60m) に達	(3.60m)以下		
\+.#P.LU	шь	達し、氾濫注意	越え、氾濫注意	し、なお上昇の	に下って再び	幹川	
遠賀川	川島	水位(3.60m)	水位(3.60m)	見込みがある	増水の恐れが	30 k 800	
		に達すると思	を突破すると	とき	ないと思われ		
		われるとき	思われるとき		るとき		

(4) 国土交通大臣が発する水防警報の連絡系統図 遠賀川水防警報連絡系統図



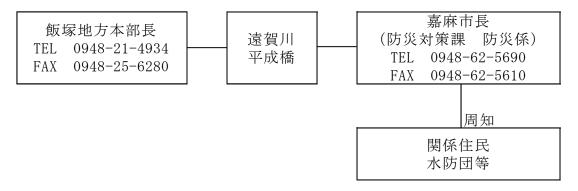
第5章 氾濫危険水位到達情報の通知及び周知

※水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位に係る通知

- 1. 県知事が行なう氾濫危険水位水位到達情報の通知及び周知
- (1) 県知事が行なう氾濫危険水位到達情報の通知及び周知
 - ① 飯塚県土整備事務所長(飯塚地方本部長)から水防法第13条第2項の規定により知事が指定する河川(水位周知河川)の水位が氾濫危険水位に到達した旨の通知を受けた水防管理者は、関係住民への周知を図るものとする。
- (2) 県知事が氾濫危険水位到達情報の通知及び周知を行なう河川

県土整備事務所名	河川名	区間	観測所	氾濫危険水位 (避難判断水位)	関係水防管理団体
飯塚	遠賀川	県管理区間 全区間	平成橋	3. 32 (2. 65)	嘉麻市

(3) 知事が発する氾濫危険水位到達情報の連絡系統図



第6章 水位状況等の公表

1. 量水標

水防法第12条第2項の規定に基づき、氾濫注意水位を超えるときに水位の状況の公表を行う量水標管理者については、以下のとおりとする。

また、水位の公表については、福岡県土木総合防災情報システムにより、携帯電話 及びインターネットを利用して水位情報を提供することにより行なわれる。

(携帯電話用アドレス) http://www.mobile-doboku.pref.fukuoka.lg.jp/(インターネット用アドレス) http://www.kasen.pref.fukuoka.lg.jp/bousai/

県土整備事務所	河川名	水位観測所	氾濫注意水位	量水標管理者
飯塚	遠賀川	平成橋	2. 40 m	福岡県

第7章 重要水防箇所

水防上重要と認められる知事管理区間と、国土交通省管理区間の重要水防箇所は次のとおりである。

第1節 知事管理区間

1. 河川

(1) 重要度

水防上最も重要な区間	A	背後地に家屋密集地、あるいは主要公共施設
		(鉄道、主要道路等) があり甚大な被害が予
		想されるもの
次に重要な区間	В	背後地にある、家屋あるいは公共施設に被害
		が予想されるもの
その他重要な区間	С	背後地の農地(田畑等)に被害が予想される
		もの

(2) 選定基準

河川断面	河道の未改修による狭小、または局部的な堆積土砂等に起因し
	て被害が予想される区間
	築堤箇所で堤防天端幅が3.0m以下で一般に刃堤となっている
堤防断面強度	ところ、築堤河川において基礎地盤の軟弱により法面崩壊や急
護 岸 脆 弱	激な沈下等が予想される箇所、または護岸脆弱に起因して決壊
	する危険が予想されるもの
漏水・水衝	堤体あるいは基礎地盤により漏水の実績があるところ、または
洗掘	水衝部で川岸が洗掘され護岸がたびたび破損や破堤等により被
7年 7年	害が予想される区間
	出水期間中および長期間にわたって仮締切により樋門樋管等の
 工事施工中	工事のため堤防を開削している箇所、または築堤、掘削工事の
	ため堤防を横断方面に切開している箇所で一時的であるが危険
	が予想される箇所

2. 風倒木流出警戒箇所

風倒木流出の警戒を要する箇所については、パトロールを強化するとともに、その下流の兆候に留意し、情報の迅速な伝達・避難及び流出木の撤去等2次災害の防止もしくは軽減を図るものとする。

県知事管理区間 重要水防箇所(河川)

No.	県土整備	水系名	河川名	岸左	延長 (m)			位	置	重要度	予想される	水防工法
IVO.	事務所	小 ボ石	1777174	別右	延及 (III)	市郡 区町村 大字 キロ杭位置		キロ杭位置	里女汉	事態	八例工位	
1	飯塚	遠賀川	山田川	左 右	500 500	嘉麻		上山田	前田井堰下流から神幸橋まで	A	溢水	積み土のう工
2	飯塚	遠賀川	千手川	左 右	950 950	嘉麻		上臼井	上臼井 笹原橋下流から妙見井堰まで		溢水	積み土のう工
3	飯塚	遠賀川	千手川	右	150	嘉麻		九郎原	九郎原橋から江星橋下流30mまで		溢水	積み土のう工
4	飯塚	遠賀川	千手川	左	53	嘉麻		大力	かじや橋下流からハルダ井堰まで	В	溢水	積み土のう工
5	飯塚	遠賀川	千手川	右	150	嘉麻		大力	井出上橋から上流150mまで	В	溢水	積み土のう工
	小計				5か所		3, 253					

第2節 国土交通大臣管理区間

危険度評定基準

	重要	更度	
種別	A. 水防上最も重要な	B. 水防上重要な区間	要注意区間
	区間		
堤防高	計画高水流量規模	計画高水流量規模	
(流下能力)	の洪水の水位が現況	の洪水の水位と現況	
	の堤防高を越える箇	の堤防高との差が堤	
	所。	防の計画余裕高に満	
		たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あ	現況の堤防断面あ	
	るいは天端幅が、計画	るいは天端幅が、計画	
	の堤防断面あるいは	の堤防断面あるいは	
	計画の天端幅の2分	計画の天端幅に対し	
	の1未満の箇所。	て不足しているが、そ	
		れぞれ2分の1以上	
		確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべり	法崩れ又はすべり	
	の実績があるが、その	の実績があるが、その	
	対策が未施工の箇所。	対策が暫定施工の箇	
		所。	
		法崩れ又はすべり	
		の実績はないが、堤体	
		あるいは基礎地盤の	
		土質、法勾配等からみ	
		て法崩れ又はすべり	
		が発生するおそれの	
		ある箇所で、所要の対	
		策が未施工の箇所。	

	重	要度	
種別	A. 水防上最も重要	B. 水防上重要な区間	要注意区間
	な区間		
	漏水履歴があるが、	漏水の履歴があり、そ	
	その対策が未施工の	の対策が暫定施工の	
	箇所。	箇所。	
		漏水の履歴はない	
漏水		が、破提跡又は旧川跡	
		の堤防で、漏水が発生	
		するおそれがある箇	
		所で、所要の対策が未	
		施工の箇所。	
	水衝部にある堤防の	水衝部にある堤防	
	前面の川床が深掘れ	の前面の川床が深掘	
	しているがその対策	れにならない程度に	
	が未施工の箇所。	洗掘されているが、そ	
水衝・洗掘	橋台取り付け部や	の対策が未施工の箇	
/八国 //山川	その他の工作物の突	所。	
	出箇所で、堤防護岸の		
	根固め等が洗われ一		
	部破損してるが、その		
	対策が未施工の箇所。		
	河川管理施設等応急	橋梁その他の河川横	
	対策基準に基づく改	断工作物の桁下高等	
	善措置が必要な堰、橋	と計画高水流量規模	
	梁、樋管その他の工作	の洪水の水位との差	
	物の設置されている	が堤防の計画余裕高	
工作物	箇所。	に満たない箇所。	
.,	橋梁その他の河川		
	横断工作物の桁下高		
	等が計画高水流量規		
	模の洪水の水位。		

		出水期間中
	\(\alpha\):	堤防を開削
	す	る工事箇所
工事施工	又	は仮締切り
	等	により本提
	[C	影響を及ぼ
	 すí	箇所。
	3	新堤防で築
新堤防	造	後3年以内
破提跡	Dί	箇所。
旧川跡	1	破提跡又は
	旧	川跡の箇所
	[陸閘が設置
陸閘	3	れている箇
(年門)	所。	

重要水防箇所一覧表(重点区間) 〈堤防〉

遠賀川水系

Γ,	No.	県 名	河川名	地先名	左右岸	位置	延長 (m)			備 考			水防工法
	.vo.	界 名	刊川名	地先名	の区別	位置	延 茂 (Ⅲ)	堤防高	堤防断面	法崩れ	漏水	洗堀	小奶工伝
	1	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先 嘉麻市下臼井地先	左	41/100 ~ 41/500	400	堤防高A	堤防断面A				積み土俵

重要水防区域一覧表(A) 〈堤防〉

No.	県 名	河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
1	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	左	41/100 ~ 41/300	200	堤防高A 堤防断面B	シート張り・積み土俵
2	福岡県		嘉麻市漆生地先 嘉麻市下臼井地先	左	41/300 ~ 41/500	200	堤防高A 堤防断面A	シート張り・積み土俵
3	福岡県	遠賀川	嘉麻市上西郷地先	左	44/900 ~ 45/100	200	堤防高A	積み土俵
4	福岡県	遠賀川	嘉麻市中益地先 嘉麻市椎木地先	左	47/300 ~ 47/900	600	堤防高A	積み土俵
5	福岡県	遠賀川	嘉麻市中益地先	右	47/500 ~ 47/900	400	堤防高A	積み土俵
					(5か所)	1,600		

重要水防区域一覧表(B) 〈堤防〉

No.	県 名	河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
1	福岡県	遠賀川	嘉麻市山野地先	左	34/960 ~ 35/100	140	堤防高B	積み土俵
2	福岡県	遠賀川	嘉麻市山野地先 嘉麻市岩崎地先	左	36/650 ~ 38/300	1, 650	法崩れB	シート張り・積み土俵
3	福岡県	遠賀川	嘉麻市岩崎地先	左	38/300 ~ 38/500	200	堤防高B 法崩れB	シート張り・積み土俵
4	福岡県	遠賀川	嘉麻市岩崎地先	左	38/500 ~ 38/700	200	法崩れB	シート張り・積み土俵
5	福岡県	遠賀川	嘉麻市岩崎地先	左	38/700 ~ 38/900	200	堤防高B	積み土俵
6	福岡県	遠賀川	嘉麻市岩崎地先	左	39/100 ~ 39/200	100	堤防高B 法崩れB	シート張り・積み土俵
7	福岡県	遠賀川	嘉麻市岩崎地先	左	39/200 ~ 39/300	100	堤防高B	積み土俵
8	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	左	39/700 ~ 39/900	200	堤防高B	シート張り・積み土俵
9	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	左	39/900 ~ 40/000	100	堤防高B 堤防断面B	シート張り・積み土俵
10	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	左	40/000 ~ 40/100	100	堤防高B 堤防断面B	シート張り・積み土俵
11	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	左	40/100 ~ 40/580	480	堤防高B	シート張り・積み土俵
12	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	左	40/580 ~ 41/100	520	堤防高B	積み土俵
13	福岡県	遠賀川	嘉麻市下臼井地先	左	42/100 ~ 42/200	100	堤防高B	積み土俵
14	福岡県	遠賀川	嘉麻市下臼井地先	左	42/200 ~ 42/300	100	堤防高B	積み土俵
15	福岡県	遠賀川	嘉麻市西郷地先	左	43/700 ~ 43/850	150	堤防断面B	シート張り・積み土俵

No.	県 名	河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
16	福岡県	遠賀川	嘉麻市西郷地先	左	44/300 ~ 44/400	100	堤防断面B	シート張り・積み土俵
17	福岡県	遠賀川	嘉麻市西郷地先	左	44/400 ~ 44/500	100	堤防断面B	シート張り・積み土俵
18	福岡県	遠賀川	嘉麻市上西郷地先	左	45/100 ~ 45/500	400	堤防高B	積み土俵
19	福岡県	遠賀川	嘉麻市大隈地先 嘉麻市中益地先	左	46/700 ~ 47/100	400	堤防高B	積み土俵
20	福岡県	遠賀川	嘉麻市岩崎地先	右	38/700 ~ 38/900	200	堤防高B	積み土俵
21	福岡県	遠賀川	嘉麻市岩崎地先	右	39/300 ~ 39/500	200	堤防高B	積み土俵
22	福岡県	遠賀川	嘉麻市岩崎地先	右	39/500 ~ 39/900	400	堤防高B	シート張り・積み土俵
23	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	右	39/900 ~ 40/000	100	漏水B	シート張り・釜段工
24	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	右	40/100 ~ 40/230	130	堤防高B	積み土俵
25	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	右	40/230 ~ 40/500	270	堤防高B	積み土俵
26	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	右	40/500 ~ 40/710	210	堤防高B	積み土俵
27	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	右	40/710 ~ 41/050	340	堤防高B漏水B	シート張り・積み土俵 ・釜段工
28	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	右	41/050 ~ 41/100	50	堤防高B	積み土俵
29	福岡県	遠賀川	嘉麻市西郷地先	右	43/200 ~ 44/000	800	法崩れB	シート張り・積み土俵
30	福岡県	遠賀川	嘉麻市貞月地先	右	45/100 ~ 45/300	200	堤防高B	積み土俵

١	٠
۶	ċ
r	٨

31	福岡県		嘉麻市貞月地先 嘉麻市大隈町地先	右	45/500 ~ 45/700	200	堤防高B	積み土俵
32	福岡県		嘉麻市大隈町地先 嘉麻市中益地先	右	46/700 ~ 47/100	400	堤防高B	積み土俵
33	福岡県	遠賀川	嘉麻市中益地先	右	47/300 ~ 47/500	200	堤防高B	積み土俵
					(33か所)	9, 040		

重要水防区域一覧表(要注意) 〈堤防〉

No.	県 名	河川名	地 先 名	左右岸 の区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
1	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先	左	40/700 ~ 41/100	400	新堤防(平成28年度施工)	シート張り
2	福岡県	遠賀川	嘉麻市漆生地先 嘉麻市下臼井地先	左	41/100 ~ 41/500	400	新堤防(平成29年度施工)	シート張り
3	福岡県	遠賀川	嘉麻市下臼井地先	左	41/700 ~ 42/100	400	新堤防(平成28年度施工)	シート張り
4	福岡県	遠賀川	嘉麻市下臼井地先	左	42/500 ~ 42/700	200	新堤防(平成28年度施工)	シート張り
5	福岡県	遠賀川	嘉麻市西郷地先	左	43/500 ~ 44/100	600	新堤防(平成28年度施工)	シート張り
6	福岡県	遠賀川	嘉麻市西郷地先	左	44/200 ~ 44/500	300	新堤防(平成28年度施工)	シート張り
7	福岡県	遠賀川	嘉麻市岩崎地先	右	39/500 ~ 39/900	400	新堤防(平成28年度施工)	シート張り
8	福岡県	遠賀川	嘉麻市上臼井地先	右	42/800 ~ 43/000	200	新堤防(平成28年度施工)	シート張り
					(8か所)	2, 900		

重要水防区域一覧表(A) 〈構造物〉

No.	県 名	河川名	名 称	地先名	左右岸 の区別	位置	備考
1	福岡県	遠賀川	上西鄉橋	嘉麻市	_	45/110	許可工作物
2	福岡県	遠賀川	火渡橋	嘉麻市	_	47/700	許可工作物

重要水防区域一覧表(B) 〈構造物〉

					左右岸		还 貞川
No.	県 名	河川名	名 称	地先名	の区別	位置	備考
1	福岡県	遠賀川	茶屋ノ元橋	嘉麻市	_	36/680	許可工作物
2	福岡県	遠賀川	新宮前橋	嘉麻市	1	38/100	許可工作物
3	福岡県	遠賀川	宮前橋	嘉麻市	l	38/440	許可工作物
4	福岡県	遠賀川	岩崎橋	嘉麻市	1	39/270	許可工作物
5	福岡県	遠賀川	中江橋	嘉麻市	1	40/110	許可工作物
6	福岡県	遠賀川	田中橋	嘉麻市	1	40/730	許可工作物
7	福岡県	遠賀川	中河原橋	嘉麻市		41/560	許可工作物
8	福岡県	遠賀川	東口橋	嘉麻市		42/200	許可工作物
9	福岡県	遠賀川	原田橋	嘉麻市	1	42/770	許可工作物
10	福岡県	遠賀川	光代橋	嘉麻市	1	43/470	許可工作物
11	福岡県	遠賀川	大隈橋	嘉麻市	1	45/780	許可工作物
12	福岡県	遠賀川	上河原橋	嘉麻市	_	46/870	許可工作物

重要水防区域一覧表(要注意) 〈構造物〉

							还 真/川////
No.	県 名	河川名	名 称	地先名	左右岸 の区別	位置	備 考
1	福岡県	遠賀川	岩崎第1陸閘	嘉麻市岩崎	左	39/136	
2	福岡県	遠賀川	岩崎第2陸閘	嘉麻市岩崎	左	39/200	
3	福岡県	遠賀川	岩崎第3陸閘	嘉麻市岩崎	右	39/238	
4	福岡県	遠賀川	岩崎第5陸閘	嘉麻市岩崎	右	39/262	
5	福岡県	遠賀川	岩崎第4陸閘	嘉麻市岩崎	右	39/320	
6	福岡県	遠賀川	岩崎第6陸閘	嘉麻市岩崎	右	39/322	
7	福岡県	遠賀川	岩崎第7陸閘	嘉麻市岩崎	右	39/433	

第8章 気象・雨量・水位・風倒木に関する連絡及び報告

第1節 気象連絡

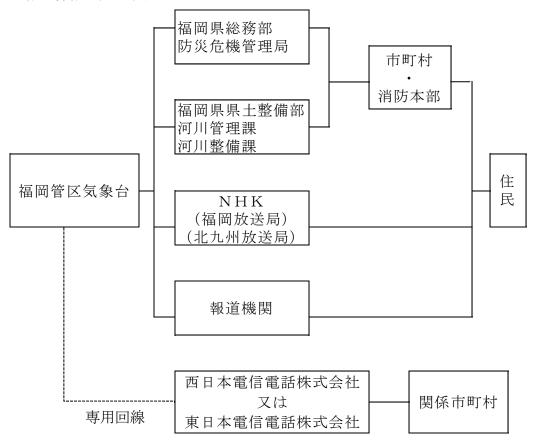
1. 嘉麻市における、福岡管区気象台が行なう水防に関する警報・注意報の発表基準

令和元年5月29日現在

			11 /1 日 / 日	午5月29日先任			
発表官署		福岡管区気象台					
府県予報区	<u>.</u>	福岡県					
一次細分区	域		筑豊地方				
市町村等をまとめた	た地域		(筑豊地方)				
特別警報 大雨			台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若 しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨にな ると予想される場合				
	上田	表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準				
	大雨	24	146]			
警報	洪水	流域雨量指数	複合基準	指定河川洪水予報 による基準			
E IV		山田川流域=17.4 千手川流域=11.6 才田川流域=7.5 泉河内川流域=6.4	才田川流=(12, 7.4)	遠賀川上流部 [川島]			
	4. 2	表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準				
	大雨	14	94				
注意報		流域雨量指数	複合基準	指定河川洪水予報 による基準			
THE YEAR THE	洪水	山田川流域=13.4 千手川流域=8.1 才田川流域=6 泉河内川流域=5.1	山田川流域= (7,13.4) 遠賀川流域= (12,9.4) 才田川流域= (7,6)	遠賀川上流部 [川島]			

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報または大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

2. 予報・警報の伝達系統図



第2節 雨量及び水位の通報

嘉麻市内の雨量及び水位観測所は次のとおりであり、その情報は飯塚地方本部を通じて水防管理者に伝達される。

1. 雨量観測所

(1)福岡県

雨量観測所一覧

福岡県

水系	観測所名	測所名 県土整備 事務所名 種別 所在地 最大日同		日雨量	最大區	時間雨量	摘要		
		争務所名			mm	年月日	mm	年月日	
遠賀川	千手	飯塚	自記	嘉麻市千手	370	Н30. 7. 6	75	S48. 7. 30	
遠賀川	嘉穂特別支援学校	飯塚 [砂防課]	テレメーター	嘉麻市鴨生328-1	373	Н30. 7. 6	65	Н30. 7. 6	

(2) 国土交通省

雨量観測所一覧

国土交通省

水系	रून III	河川 観測所名		種別	所在地	最大日雨量		最大時	摘要	
小术	他川	観側別名	事務所名	性力	別往地	mm	年月日	mm	年月日	順安
遠賀川	遠賀川	桑野	遠賀川	テレメーター	嘉麻市桑野 字神有	297	Н7.7.2	95	S58. 7. 5	
遠賀川	遠賀川	大隈	遠賀川	テレメーター	嘉麻市貞月	304	H24. 7. 14	71	S40. 7. 18	

2. 水位観測所

(1) 福岡県

水位観測所一覧表

福岡県

							水位					
県土整備 事務所名	河川名	観測所名	位置	零点高 (TP)	水防団 待機	氾濫注意		氾濫	既往最	高水位	水位計 種別	備考
				(11)	11178	工压	T-11E-71	池峽	年月日	水位		
飯塚	遠賀川	平成橋	嘉麻市大隈	5, 900	1. 1	2. 4	2.65	3. 32			テレメーター	

(2) 国土交通省

水位観測所一覧表

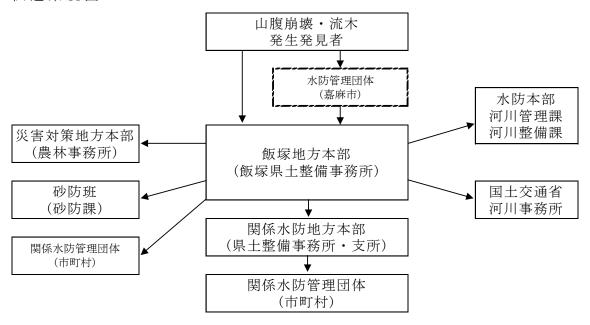
国十交诵省

									国工人坦目
河川名	観測所名	種別	位置	零点高	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	既往最高 水位
遠賀川	大隈	自・テ	嘉麻市貞月 45.200km	39. 75	1. 3	2. 0	2.30 (仮)	2.70 (仮)	3. 23

第3節 風倒木に関する報告

山腹崩壊・倒木の流出等が発生し、発見者から水防管理団体である市に通報があった場合、市は、飯塚地方本部に迅速かつ確実に報告を行なうものとする。

山腹崩壊情報 風倒木情報 伝達系統図



第9章 水防機械器具及び資材

第1節 市有水防機械器具及び資材

嘉麻市は、管内の水防区域を充分調査し、水防活動が十分行われるよう既設の水防 倉庫のほか、適当な備蓄場所を選定し、十分な資器材を備蓄するものとする。

水防倉庫及び備蓄資材

碓井水防倉庫 嘉麻市上臼井446-1 「碓井庁舎敷地内倉庫」

嘉麻市下臼井892-3 「旧碓井方面隊第4分団格納庫」

山田水防倉庫 嘉麻市上山田1403-11 「山田防災センター内」

稲築水防倉庫 嘉麻市岩崎1143-3 「稲築庁舎裏倉庫」

資材名	碓 井	山田	稲 築	嘉 穂	計
トラック	2	2	3	1	8
小型又はジープ	19	49	31	27	126
一輪車	4	5			9
リヤカー	3				3
無線機	16	12	20	18	66
カケヤ	1		3	1	5
スコップ	7	15	10	7	39
金槌					0
ハンマー	1				1
ツルハシ	8	2			10
カキ板	2	21	18	2	43
クワ	4	2			6
カマ					0
ザル			32		32
ノコギリ		1			1
トビロ		4			4
ペンチ					0
照明灯	9	3			12
土のう袋	4,600		1,000		5,600
杭(丸太杭含)	200	150	200		550
鉄線		1	1		2
ビニールシート	280				280
ロープ	5	10	9	6	30
縄	1		2		3
ビニールひも		11	6	6	23
叺	100				100
ナタ(斧)	2	1			3
バール	3				3
チェーンソー	2				2
発電機	2		1		3
バリケード	24	21	18	9	72

[※]碓井水防倉庫の土のう袋4,600のうち、3,000は、宮野小学校に備蓄

[※]碓井水防倉庫のビニールシート280のうち、240については、宮野小学校に備蓄

第10章 輸送路の確保

1. 市道の輸送路確保

非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、水防管理者は、緊 急時の管内輸送路の計画を定めて輸送の万全を期するものとする。

第11章 巡視及び警戒

1. 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長(以下この章において「水防管理者等」という)は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに該当河川、堤防等の管理者(以下「河川等の管理者」という。)に連絡して必要な措置を求めるものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後に重要水防箇所又は洪水箇所、その他 必要と認める箇所の巡視を行なう場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会 又は共同で行なうことを求めるができるものとする。

2. 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び 警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視 するものとする。また、次の状態に注意し異常を発見したときは直ちに水防作業 を実施するとともに、水防地方本部長に報告するものとする。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位上昇
- ② 堤防の上端の亀裂または沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

第12章 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間を考慮 して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

原	因	工法	工法の概要	利用箇所・河川	主に使用する資材
		積み土のう工	堤防の上端(天端)に土 のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、 鉄筋棒
		せき板工	堤防の上端(天端)にく いを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
溢力		蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土 のうの代わりに蛇かごを 置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、 防水シート
(起 才)		水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困 難)	既製水のう、ポンプ、 鉄パイプ
		裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面 (裏のり面)をむしろで 被覆する	あまり高くない堤体の固 い箇所	むしろ、半割竹、土俵
		裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面 (裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困 難)	防水シート、鉄筋ビン、 軽量鉄パイプ、土のう
		釜段工 (釜築き、釜止 め)	裏小段、居住側堤防斜面 (裏のり) 先平地に円形 に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、 鉄筋棒、ヒールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面 (裏のり) 先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困 難)	既製水のうポンプ、 鉄パイプ
	ا ال	鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面 (裏のり) 先平地に鉄板 を円筒形に積み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困 難)	鉄板、土のう、パイプ、 鉄パイプぐい
漏水	裏	月の輪工	居住側堤防斜面(裏の り)部によりかかり半円 形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、 パイプ鉄筋棒
		東小段、居住側堤防斜面 (裏のり) 先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる		都市周辺河川 (土砂、土のう入手困 難)	既製水のう、くい土の う、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面 (裏のり) 先平地に底抜 きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏の り)、犬走りにむしろな どを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹

原	因	工法	工法の概要	利用箇所・河川	主に使用する資材
		詰め土俵工	川側堤防斜面 (川表のり面) の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、 水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
	川表対策	むしろ張り工	川側(川表)の漏水面に むしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、 竹ピン
漏水		継ぎむしろ張り工	川側(川表)の漏水面に 継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、 ロープ、竹、土のう
	川側(川	シート張り工	川側 (川表) の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、 くい、ロープ、土のう
	表) 対策	たたみ張り工	川側(川表)の漏水面に たたみを張る	一般河川 (水深の浅い所)	土俵のかわりに土のう
		むしろ張り、継ぎ むしろ張り工、 シート張り工、た たみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的暖流 河川	漏水防止と同じ
		木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土俵をつけて流し局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、 鉄線、くい
沙 抜 オージ	屈 し	立てかご工	川側堤防斜面 (表のり面) に蛇かごを立てて被 覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、 くい、鉄線
沙块)		捨て土のう工、捨 て石工	川側堤防斜面 (表のり面) 決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンク リートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土の うをつけて、堤防斜面 (のり面)を被覆する	暖流河川	竹、くい、ロープ、 土のう
		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わ く鳥脚などの合掌木を投 入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
沙場	央喪	築きまわし工	堤防の川側(表)が決壊 したとき、断面の不足を 居住側堤防斜面(裏の り)で補うため杭を打ち 中詰めの土のうを入れる	凸川堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、 土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よ しでびょうぶを作りのり 面を覆う	比較的暖流河川	竹、なわ、ロープ、 わら、かや、土のう

原	因	工法	工法の概要	利用箇所・河川	主に使用する資材
	上端(天	折り返し工	上端 (天端) のき裂をは さんで両肩付近に竹をさ し折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
	〈端)	くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わり にくいを用いて鉄線でつ なぐ	砂質堤防	くい、鉄線
き裂	上端(天端)~	控え取り工	き裂が上端(天端)から 居住側堤防斜面(裏の り)にかけて生じるもの で折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、 ロープ、鉄線
	居住側堤防斜面	継ぎ縫い工	き裂が上端(天端)から 居住側堤防斜面(裏の り)にかけて生じるもの で控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	(裏のり)	ネット張りき裂 防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代 わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金網、鉄線、 土のう
		五徳縫い工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、 鉄線、土のう
居住側堤防		五徳縫い工 (くい打ち)	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂をはさんでく いを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、 土のう、丸太
斜面(裏のり	き裂			粘土質堤防	竹、土のう
) 崩壊		力ぐい打ちエ	居住側堤防斜面(裏の り) 先付近にくいを打ち 込む	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住者側堤防斜面(裏の り面)にひし形状にくい を打ち、竹又は鉄線で縫 う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう

原	因	工法	工法の概要	利用箇所・河川	主に使用する資材
		立てかご工	居住側堤防斜面(裏のり 面)に蛇かごを立て被覆 する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、 くい、そだ
居住側		くい打ち積み土の う工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを打ち込み、 中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、 土のう
堤防斜面	崩			一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
(裏のり)山	壊	つなぎくい打ちエ	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、 鉄線、土砂
崩壊		さくかき詰め土の う工	つなぎくい打ちとほぼ同 じでさくを作る	一般堤防	くい、たけ、そだ、 鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、 土のう
7		流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した 流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
ft		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

第13章 水防信号

水防法第20条第1項の規定により、水防に用いる信号は、次のとおりとする。

種類	説明	警 鐘 信 号		サイ	レン	信号	
第一信号	氾濫注意水位に達したことを知ら せるもの	〇休 止〇休 止〇休 止	(約5秒) ○—	(約15秒) 休 止	(約5秒) 〇一	(約15秒) (約5秒 休 止 〇一	þ)
第二信号	水防団員及び消防機関に属する者 全員が出動すべきことを知らせる もの	0-0-0 0-0-0 0-0-0	(約5秒) 〇一	(約6秒) 休 止	(約5秒) 〇一	(約6秒) (約5秒 休 止 ○—	b)
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住 する者が水防の応援のために出動 すべきことを知らせるもの	0-0-0-0 0-0-0 0-0-0	(約10秒) 〇一	(約5秒) 休 止	(約10秒) 〇一	(約5秒) (約104 休 止 〇一	秒)
	必要と認める区域内の居住者に避 難すべきことを知らせるもの	乱打	(約1分) 〇一		(約5秒) 休 止	(約1分) 〇一	

- (1) 信号は適宜の時間継続すること。
- (2) 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。
- (3) 危険が去ったときは口頭伝達により周知させること。

第14章 水防管理団体相互の援助

市町村の境界については、水防法第23条の規定に基づき、相互援助を必要とするときは、関係水防管理団体は、水防活動及び費用等の問題について事前に協定し、水防活動の円滑をはかるものとする。

第15章 自衛隊及び警察官の出動要請

- 1. 自衛隊の災害派遣要請は、災害対策基本法第68条の2及び自衛隊法83条に基づき実施し、要請要領等については、嘉麻市地域防災計画(本編)第3章風水害応急第5節 応援要請・受入れによるものとする。
- 2. 水防法第22条の規定により、水防上必要な場合の警察官の要請は嘉麻警察署長に対し出動を要請することができる。

第16章 水防報告と記録

第1節 水防記録

- (1) 水防管理者は「水防日誌」を 作成し、当時の状況を記録しておくものとする。 様式 (1) 水防日誌P48参照
- (2) 水防活動又は水防訓練の結果について、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。
 - ・天候の状況並びに警戒中の水位観測表
 - ・水防活動をした河川名及びその箇所
 - ・水防団員および消防機関に属する者の出動時刻および人員
 - ・警戒出動及び解散命令の時刻
 - ・堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
 - ・ 水防作業の状況
 - ・使用資材の種類、数量並びに消耗品等の回収状況
 - ・水防法第28条の規定による公用負担下命等の種類及び員数
 - ・応援の状況
 - ・居住者の状況
 - ・警察の援助の状況
 - ・現場指導の官公吏名
 - ・立退きの状況及びそれを指示した理由
 - ・水防関係者の死傷の有無並びに罹災者状況
 - ・殊勲者およびその功績
 - ・殊勲水防団とその功績
 - ・今後の水防について考慮を要する点、その他の所見

第2節 水防報告

水防管理者は、水防法第47条の規定に基づき、国土交通大臣、消防庁長官及び知事から報告を求められたときは、水防活動実施報告書に必要事項を付記して提出するものとする。

様式1(3)水防活動実施報告書P50参照

(1) 水防日誌

水	防実施月日	令和 年 月	豪雨 日 (台風第) 号		警報印	寺の発表							
Ļ	出水の概要	()()	レ濫注意水位○(k位 ○(: 連 続: 最 大 日: 最 大 時 []	雨量	mm mm mm	(,	月 日 月 日 月 日	時~	月 月 月	日 日 日	時) 時) 時)
水	防実施箇所		市				大字	-	坩	也先		00	m	
		消防団員	警察	官		自衛隊	員	その作	也				計	
Ė	出動人員数	人 (内応援) 人		Λ Λ				人		人			人	
	水防作業 況及び工法													
		水防効果		区:	分	団体別	嘉麻	市分	県支	出分	計			
		被害防止	実被害			人件費						食糧	等を	含む
	田	m² 千円	㎡ 千円			資材								
	畑	m² 千円	㎡ 千円	所要	物件	器材								
一般	家屋	戸 千 円	戸 千 円	経費	経費	その他								代等
災害	工場	戸 千円	戸 千 円			小計								
	その他一般 土木災害	千円	千円			合計								
	小計	㎡ 戸 千円	㎡ 戸 千円		信	表(贝袋) 								
	堤防	m 千円	m 千円	使用		縄								
河川	護岸	m 千円	m 千円	l		丸太								
災害	その他 河川災害	m 千円	m 千円	訳		その他								
	小計	m 千円	m 千円				円単位	数量	単価	数量				
	m ^d				員な。	の氏名、年齢 どがあったと 作業者の立場	き、その	原因	こと)					
(備	備考)				方活動	動に対する自	己批判	(管理団	体で記力	くのこと	<u>-</u>)			

(2) 水防資材受払簿

				品名			単位	呼称
年 月	日	出納命令印	適用 (用途)	単価	受	払	残	受領者印

(3) 水防活動報告書

様式1

						水防管 作成者	理団体名	()
出水の概況					JII	警戒水	位		m
						雨量			m m
水防実施箇所					左 川 右	岸		地先	r
日時		自	月	日時		至 月		日	
出動		水防団		消防団		その他		合計	
人員			人		人		人		,
水防作業の及び工法									
		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
水防の結果	効果	m	m²	m²	戸	m	m	人	
	被害	m	m²	m²	戸	m	m	人	
	土のう ビニールシート					居住者の 出動状況			
		一プ類				水防関係			
使用資器材		丸太				の死傷	Ц		
	そ	の他				雨量・水の状況	位		
その他報告 事項									
水防活動に	関する								
自 己 批	判								
備	考								

(4)

令和 年台風 号における水防活動 (福岡県嘉麻市消防団・令和 年 月 日~ 日)

概要 嘉麻市消防団は、令和 年月日、台風号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ部隊名が出動。市内では、1時間雨量100 mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難 誘導、人命救助を行ない人的被害の軽減のため活動した。

	水防活動場所地図											
主な活動内容	・上のう積み(水防活動または被害状況写真		水防活動または被害状況写真	地区の浸水被害写真							
出動延人員	~	た ず 重		±6 +m/r								
活動時間	\	水防活動または被害状況写真	左岸(水防活動または被害状況写真	用名岸りの輸工							

(5) 水防訓練報告書

水防訓練報告

0 0 0 0

美	実施年月日 令和 年 月 日			川筋		市 大字		地先			左岸 右岸			
						1	,	,		合計	注	00小	学校	名
実施団体		<u>1</u>]体名	嘉麻市	00	00				ПВІ		○○ 一般		名 名 名
		参	加人員	人	人	人	人	人	人	人		計		名
訓練概要(訓練內容)														
				一般経費				資材費合計			摘要			
			人件雾	その他 (食糧燃料)	計 (A)	叺	杭	縄		計 (B)	•	(A+B)]削女	
経	嘉麻市			円 F	円	(枚) 円	(本) 円	(巻) 円	円	円		円	嘉麻	市内
費	県支出			F	月	(枚) 円	(本) 円	(巻) 円	円	円		円		
(想定)														
	付記							(良かった	点・悪か	った点)				

(注) 付記には「通信連絡」訓練について各機関に至る時間の経過等を記入すること。

提出部数 3部(国土交通省1 河川管理課1 県土整備事務所)

水防活動に際しては、資材受払簿、購入証拠書類及び水防活動を行なっている現場の写真等の整備を図ること。

第17章 その他

第1節 避難及び立退

1. 洪水等により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は現地の状況に応じ適切な避難のための立退き又はその準備の指示を行なうものとする。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を所管する嘉麻警察署 長にその旨を通知しなければならない。 (水防法第29条)

- 2. 水防管理者は緊急に際して円滑な避難ができるよう、あらかじめ避難予想 地区と避難先、避難経路、避難の時期と伝達方法等を定め、住民への周知徹 底を図るものとする。
- 3. 避難、救助、防疫との関連については、県など関係機関と十分協議しておく ものとする。

第2節 水防功労者の表彰

表彰

国土交通大臣は、水防法第46条及び「水防功労者表彰規則」(S31.3建設省令6)により、水防に関し著しい功労があると認められる者(「水防功労者」)に対して、表彰を行なうことができることとされている。

第3節 水防訓練

水防管理団体の水防訓練

水防管理団体の水防訓練は、特に一般住民の参加を求め水防思想の高揚に努めるものとする。

第4節 水防工法一覧表 (P40~P43参照)

第5節 水防啓発

水防月間を毎年5月1日~5月31日とし、県及び福岡県河川協会と協力し、市民に 水防の重要性について広報活動を行なうとともに水防訓練等により水防思想の高揚を 図る。